



NAGANO

みとめあい ささえあい 21

第四次長野市男女共同参画基本計画

概要版

2018 - 2021

幸せ実感都市「ながの」

長野市

計画策定に当たって

本市では、「長野市男女共同参画推進条例」に基づき基本計画を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そのような中で、国においては、働いている、今後働こうとする女性に関する取組が新たな展開に入り、全国的にその推進が緊急かつ重要であることから、平成 28（2016）年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が完全施行されました。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性活躍推進をより効果的に進めるため、本市では第三次計画の計画期間を 2 年前倒しし、「みとめあい ささえあい 21 第四次長野市男女共同参画基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

計画の基本理念

本計画は、「長野市男女共同参画推進条例」第 3 条に規定している、次に掲げる 5 つの事項を基本理念とします。

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際社会の動向への配慮

計画の位置付けと性格

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「長野市男女共同参画推進条例」第 11 条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。

また、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づき、女性の職業生活における活躍を推進する「市町村推進計画」に位置付けます。

- 本計画は、本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画」を補完し、具体化するものです。
- 本計画は、第三次計画に引き続く計画であり、新たに「女性活躍推進」に関する事項を明記しました。
- 本計画は、目標を数値化し、その進捗状況を評価することにより、その達成度を測りやすいものとなりました。

計画の期間

平成 30（2018）年度から 2021 年度までの 4 カ年とします。

計画の基本的な方向

「長野市男女共同参画推進条例」に規定する 5 つの「基本理念」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、具体的な内容を 4 つの「基本的な方向」として定めます。

- I 【学び】 男女共同参画を推進するための意識づくり
- II 【実践】 あらゆる分野における男女共同参画の実践
- III 【調和】 多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- IV 【尊重】 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

I 【学び】 男女共同参画を推進するための意識づくり

【概要】

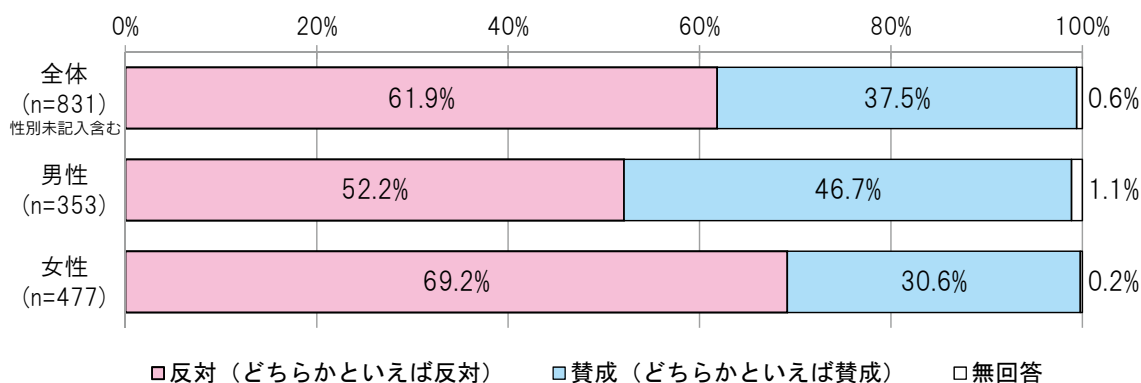
市民一人ひとりの性別による固定的な役割分担意識の変革は着実に進んでいますが、地域社会においては責任ある役職の多くを男性が担っている状況があり、いまだに男性が中心となった意思決定が行われています。また、男性が優位な状況はまだなお多くの職場で見られます。そこで、あらゆる場面で男女共同参画を推進するための意識づくりが必要です。

【現況と課題】

平成 29 (2017) 年度「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」では、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別によって役割を固定する考え方に反対する市民の割合は 61.9%であり、固定的な役割分担意識は改善しつつあります。しかし、役割分担を求める意識はまだ根強く、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合う意識形成が必要です。

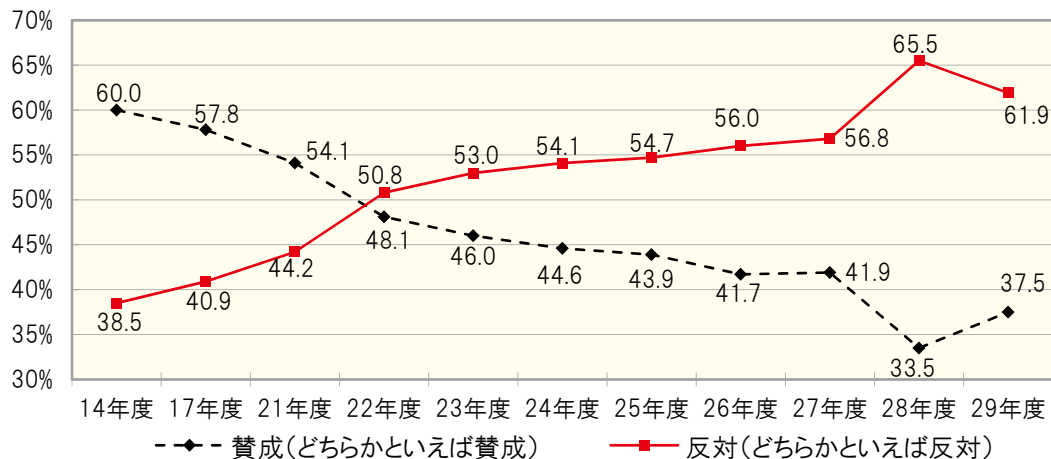
各場面を見てみると、「習慣・しきたり」や「政治の場」では市民の7割以上が、「職場」では5割以上が男性優位であると感じています。また、「地域社会」では住民自治協議会の意思決定の場への女性の参画が進んでおらず、地域社会の理解や女性自身のエンパワーメントが必要です。

● 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について



資料：平成 29 (2017) 年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査

● 「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方の推移



II 【実践】 あらゆる分野における男女共同参画の実践

【概要】

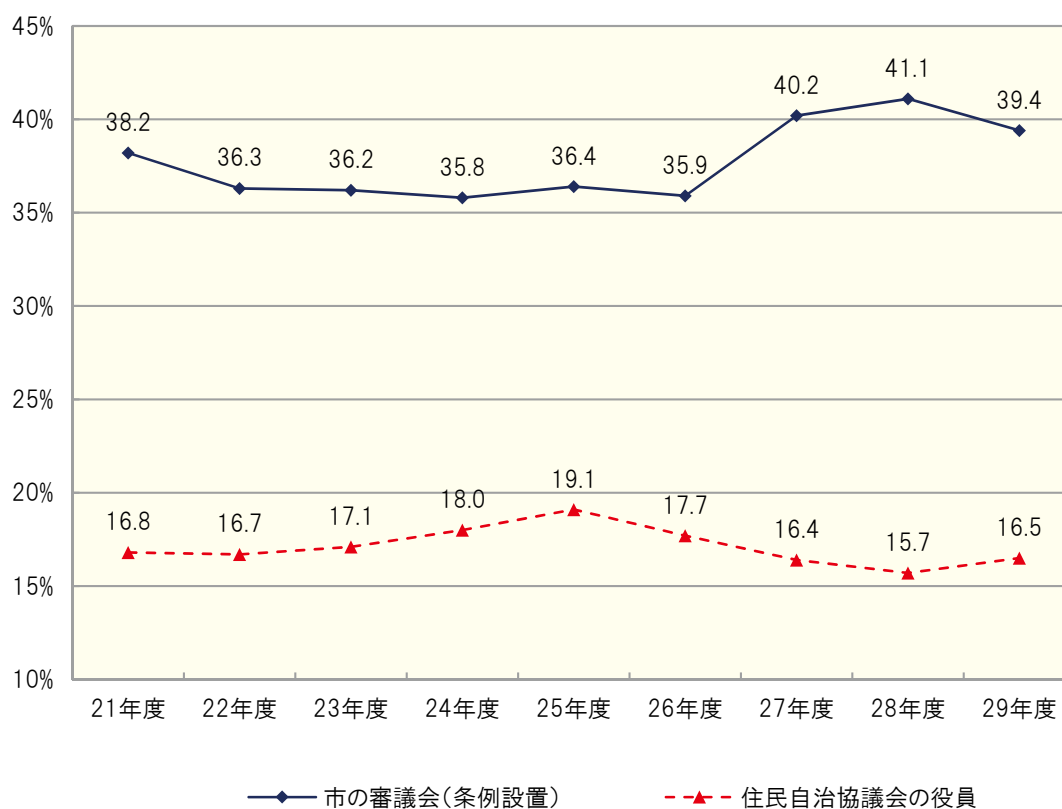
少子高齢化や人口減少が進む現在、地域や働く場などでの更なる女性の活躍が期待されています。地域においては、活動への参加のみならず、意思決定の場面にも女性の参画が必要であり、また、働く場においても女性の職域の拡大や管理的立場への登用、方針の決定の場への女性の参画を図ることが必要です。

【現況と課題】

働く場においては、女性の更なる活躍が大変重要となってきたことから「女性活躍推進法」が制定され、国や地方公共団体、一般事業主に女性の活躍推進を求めています。市内では、82事業所が女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定（平成29（2017）年9月末現在）し、推進を図っています。

地域・社会活動においては、多くの女性が様々な活動を繰り広げていますが、依然として意思決定の場への参画は進んでいない状況です。また、若い世代では、家事や育児を担う男性も増えていますが、いまだ女性の負担が大きいことから、家庭生活での男性の参画が必要です。

● 「女性の公職等参画状況」の年度推移



資料：女性の公職等参画状況調査

Ⅲ 【調和】 多様な生き方を実現するための仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

【概要】

長時間労働を前提とした現在の働き方は、男女ともに、ライフステージでの希望に応じた働き方の選択を阻害しており、加えて心身の健康をも損なう一因にもなっています。

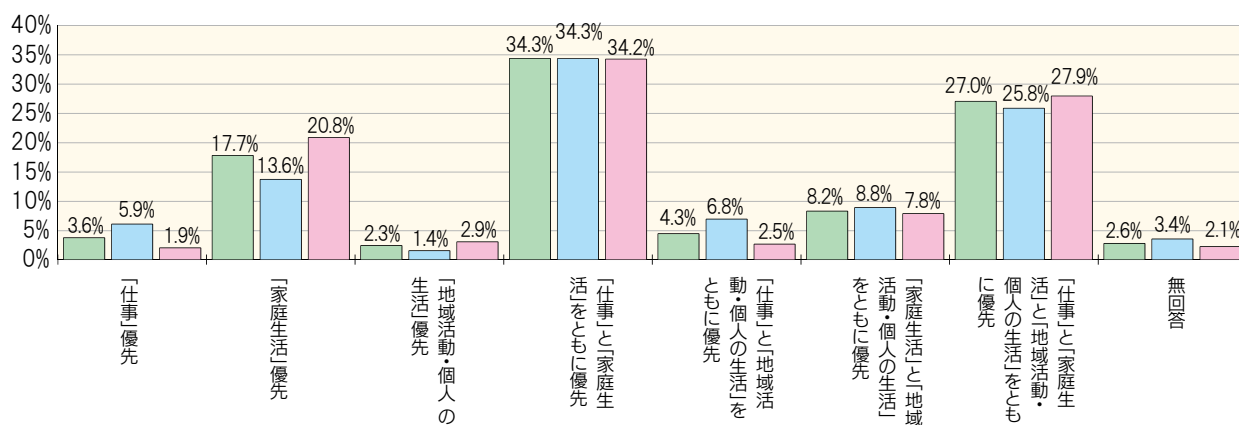
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスは、個性と能力を発揮して活躍することを可能とし、男女共同参画社会の形成に重要な役割を担っているため推進が必要です。

【現況と課題】

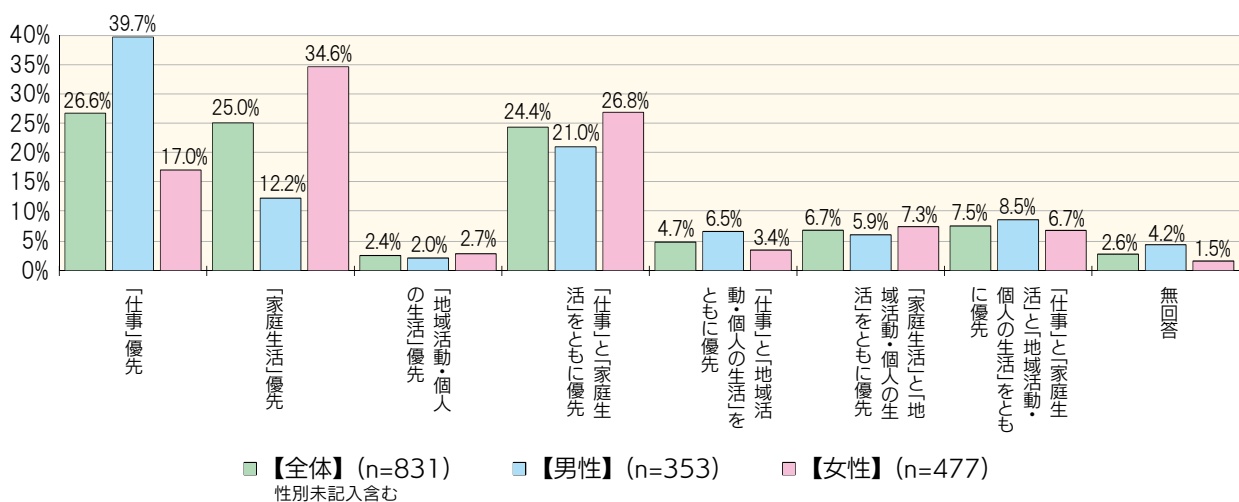
少子高齢化を背景とした人口減少時代に、いまだ働く場面での女性の力が十分に発揮されていないことから、更なる女性の活躍が期待されています。

男女ともに働き方を見直し、事業者も含め、子育てや介護と両立することのできる職場環境を整備することが重要です。また、育児・介護を安心して任せることができるよう、ニーズに沿ったサービスの充実を図るとともに、育児・介護などに関する制度の周知や環境整備について、事業所などへも働きかけていく必要があります。

● 「最も理想とする（希望する）生活」



● 「最も近い現実（現状）の生活」



IV 【尊重】 男女共同参画の視点に立った人権の尊重

【概要】

男女が互いにその人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成する上での大原則であり、男性が女性より優位な存在であるという意識などから、DVやセクシュアル・ハラスメントなどを行うことは重大な人権侵害です。女性に対する暴力の根絶のための啓発を行うとともに、被害者への相談や必要な支援の充実を図ります。

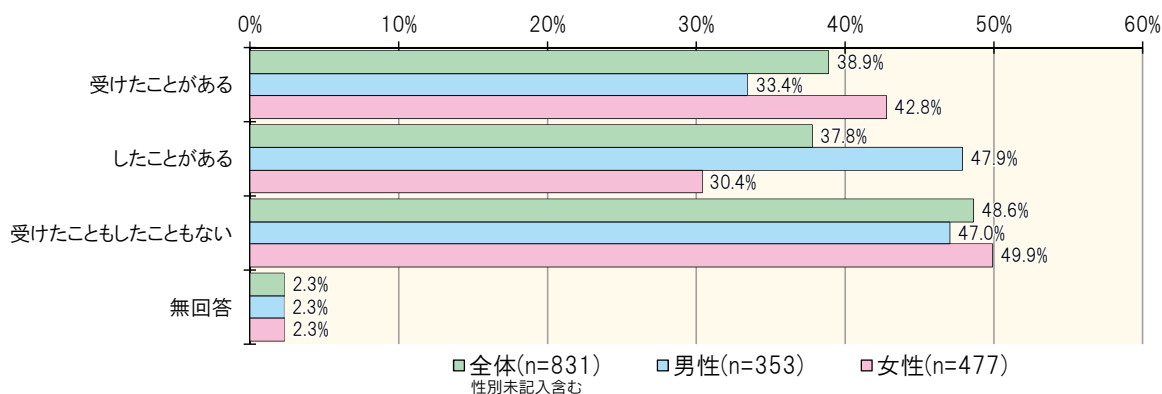
また、女性の身体的特性を踏まえた生涯にわたっての健康づくりの支援や、様々な障害等に対しても、女性が安心して暮らせる環境整備に努めます。

【現況と課題】

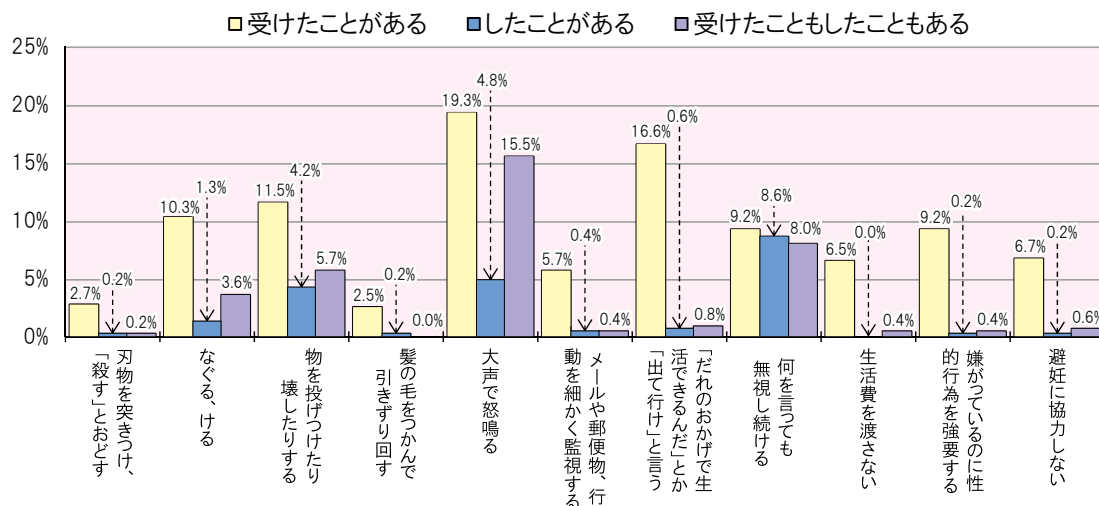
女性に対するあらゆる暴力は決して許されるものではなく、法的整備もされてきています。しかし、「なぐる」「ける」以上に、「大声で怒鳴る」や「誰のおかげで生活できるんだ」などという言葉の暴力を受けています。更に、近年はリベンジ・ポルノを始めとしたインターネットなどを介した様々な手段による被害が広がっています。早期の相談により、被害の潜在化を防ぎ、安全確保に至るよう相談窓口の周知を図っていくことが必要です。

また、女性の生涯にわたる健康支援や、女性があらゆる状況にあっても安心して暮らせる環境の整備を進める必要があります。

● 「DVを受けた又はしたことがある人の割合」

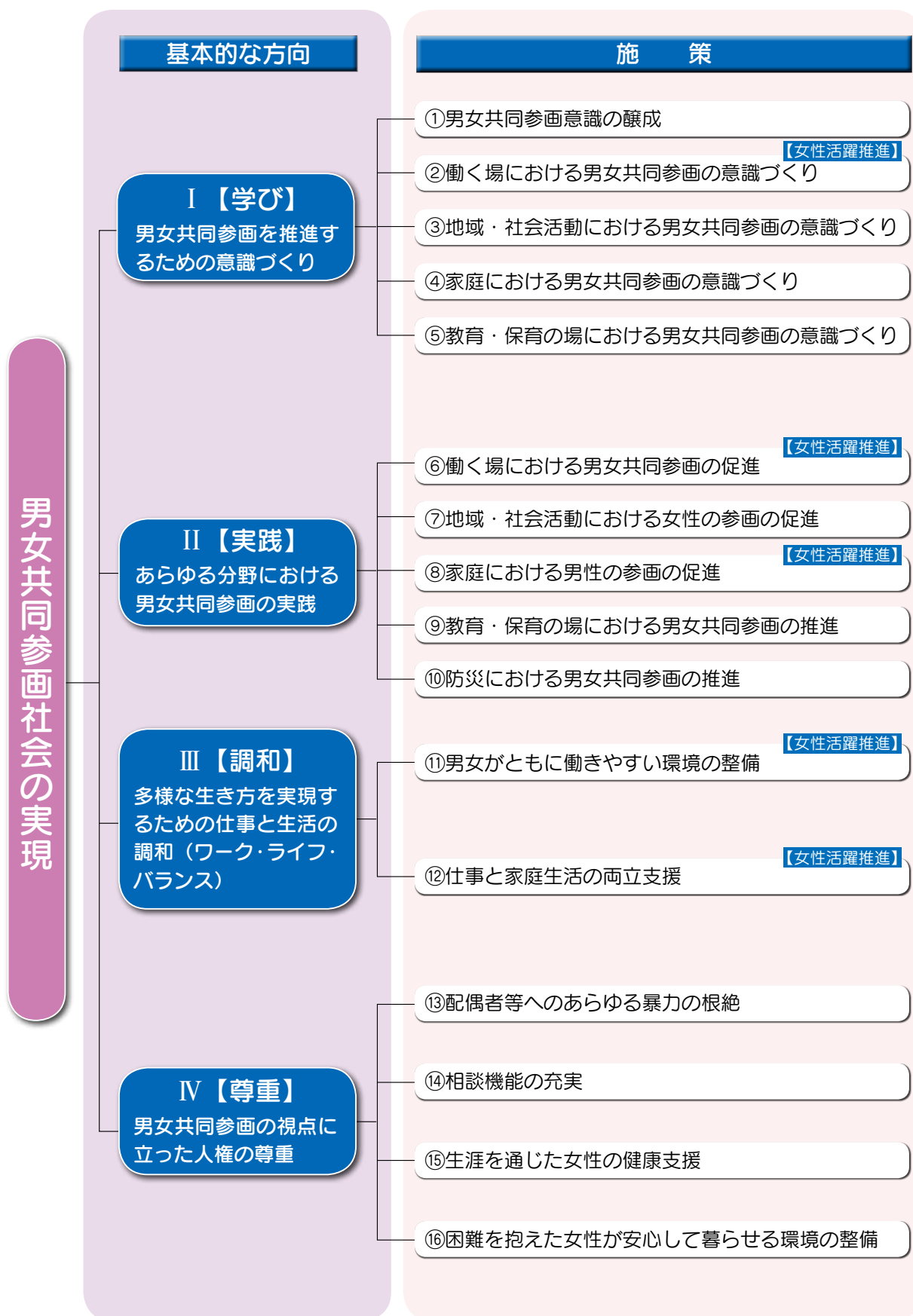


● 「女性がDVを受けた又はしたことがある行為の内容」(複数回答)



資料：平成 29 (2017) 年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査

第四次計画の施策体系図

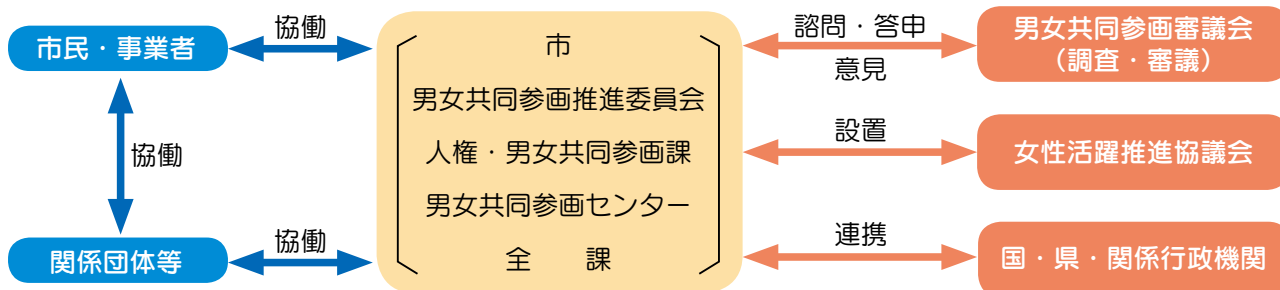


女性の職業生活における活躍に関する事項については、該当する項目に「【女性活躍推進】」と表示しています。

計画実現に向けて

◆計画の推進体制の整備

男女共同参画の推進を実効性のあるものとし、また女性活躍を推進するために、次のような体制を整え、市、市民及び事業者と協働の下に行います。



◆計画の進捗状況の評価指標

基本的な方向	評価指標	内容	H29年度 (2017年度)	目標値 (2021年度)	目標値設定の考え方
【学】	A	性別による固定的な役割分担の意識度 「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別による固定的な役割分担意識に反対する市民の割合	61.9%	70%	性別による固定的な役割分担意識の醸成を更に図り、反対する市民の増加を目指します。
	B	男女共同参画に対する認識度 「男女共同参画社会」という、言葉の意味を知っている市民の割合	38.5%	80%	男女が共に個性と能力を発揮し、責任を分かち合う社会の実現のため、市民の理解の増加を目指します。
【実践】	C	市の政策・方針決定過程への女性の参画度 審議会等への女性の参画度	39.4%	40%	委員の数が男女とも40%以上になることを目指します。
	D	地域の方針決定の場合への女性の参画度 住民自治協議会の役員（評議員、評議員、委員、代議員等）への女性の参画率	16.5%	30%	住民自治協議会に女性の参画を促し、女性役員を増加を目指します。
	E	長野市役所における管理的地位にある職員に占める女性の割合 長野市役所における課長相当職以上に占める女性職員の割合（消防職員を除く）	6.4%	* 8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、課長相当職以上の女性職員の増加を目指します。
【調和】	F	男性の家事への参画度 男性の平日1日当たりの家事従事時間が1時間以上の割合	37.1%	40%	男性の平日1日当たりの家事従事時間の増加を目指します。
	G	ワーク・ライフ・バランスの認識度 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の言葉も内容も知っている市民の割合	29.5%	50%	自ら希望するバランスで様々な活動を展開できることの重要性について、市民の半数以上の理解を目指します。
	H	長野市役所における男性職員の育児休業取得率 長野市役所における育児休業を取得する正規男性職員の割合	6.4% (H28年度)	* 8%	長野市の女性活躍の牽引役として、長野市役所特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児休業取得者の増加を目指します。
【尊重】	I	DV被害に対する市の対応窓口の認知度 DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	24.1%	50%	DV被害にあったとき、当事者又はその周囲の人が相談する場所について、市民の半数以上の認知を目指します。
	J	DVなどの身近な暴力は人権侵害であるとの認識度 DVなどの身近な暴力はどんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	73.0%	80%	DVがどのような場合でも人権侵害に当たることへの認識を増やすことを目指します。

* 長野市役所特定事業主行動計画目標値（目標年度 2020 年度）

A・B・F・G・I・J……………「男女共同参画に関する市民意識と実態調査」

C・D……………「女性の公職等参画状況調査」

E・H……………「長野市役所特定事業主行動計画」

みとめあい ささえあい 21 第四次長野市男女共同参画基本計画

概要版

平成 30 年 4 月発行

発行／長野市

編集／長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地

電話 026-224-5428

印刷／社会福祉法人 ながのコロニー 長野福祉工場